

託送供給特例承認申請の承認について

平成24年6月25日
北陸電力株式会社

当社は、経済産業大臣に対して、託送供給約款の変更の届出とあわせて、以下の特例承認の申請を行なっておりました（平成24年6月20日お知らせ済み）が、本日、申請どおりの内容で承認されましたのでお知らせいたします。

託送供給特例承認の申請内容

（１）「低圧受電についての特別措置」

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度実施に伴い、特定規模電気事業者等^{*1}が低圧電源からの買取が可能となることから、低圧電源についての託送供給条件を新たに規定し、託送供給特例承認を申請しました。

（２）現行申請内容の変更

- ・託送供給約款の変更に伴い、現在申請している複数の託送供給特例承認の一部について、特定電気事業者^{*2}も対象となるよう変更し再申請しました。

*1「特定規模電気事業」

- ・特定規模需要（特別高圧または高圧で受電し、使用規模が原則50kW以上の需要）に対し、一般電気事業者のネットワークを利用し電気を供給する事業者

*2「特定電気事業」

- ・特定の供給地点（限定された区域）における需要に応じ、自らの送配電設備を用いて電気を供給する事業

以 上